

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第369号）

〔府立高等学校における撮影写真集約方法文書不存在非公開決定審査請求事案〕

（答申日：令和5年1月19日）

第一 審査会の結論

実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和2年9月9日、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
（行政文書公開請求の内容）
 - （1）〇〇高校の〇〇期の担任団が、生徒を撮影した写真の集約等をLINEでやりとりしてる事実が分かる資料
 - （2）上記（1）の行為が府の基準によって認められていることがわかる資料
- 2 同月23日、実施機関は、本件請求文書は作成または保存していないため管理していないことを理由として、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 同年11月13日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

本件決定の取消しを求める。当該文書の公開を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求書における主張
請求文書について、通常、生徒を被写体とした写真をSNS上で共有することは府の基準に反しておりあり得ないため、そのような行動が〇〇高校で可能となる根拠が存在するはずである。よって、これを公開すること。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

2 弁明書における主張

(1) 本件の経過

ア 令和2年9月9日、審査請求人は、実施機関に対し、条例第6条の規定により、「1. ○○高校の○○期の担任団が、生徒を撮影した写真の集約等をLINEでやりとりして
る事実が分かる資料 2. 上記1の行為が府の基準によって認められていることがわか
る資料」について情報公開請求を行った。

イ 同年9月23日、実施機関は条例第13条第2項の規定により、行政文書の不存在による
非公開決定を行い、理由を付して、審査請求人に通知した。

ウ 同年11月13日、審査請求人は本件決定を不服として、行政不服審査法第2条に基づき、
審査請求を行った。

(2) 弁明の理由

ア 行政文書の不存在による非公開決定の理由について

本件請求に係る行政文書を作成または保存していないため、審査請求人が求める行政
文書は存在しない。

(3) 結論

以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、違法、不当な
点はなく適法かつ妥当なものである。

3 実施機関の説明における主張

(1) 生徒の写真撮影や担任団でのLINE共有の状況について、○○高校の○○期の担任団
が、生徒を撮影した写真について、当該担任団の教員1名が私用携帯で校外学習等の様子
を撮影し、撮影した写真の提供を希望する生徒や、卒業アルバム用として写真事業者に提
供するため、担任団にてこれらの写真をグループLINEで共有したものである。

(2) 行政文書不存在の判断理由について

生徒を撮影した写真のやりとりについては、実施機関が管理していない教員の私用携帯
で実施したものであり、実施機関において当該写真は、管理されておらず、組織的にも用
いられていない。

また、SNSを利用したやりとりについて、学校長等からの指示に基づくものではなく、
単なる教員間のやりとりであることから、行政文書には該当せず、不存在決定としたもの
である。

なお、SNS上で写真を共有することに関し、府としては、撮影後の取扱いに関する基準
を定めていないが、○○高校においては、学校行事等で撮影した写真を卒業アルバム等に
提供する場合は、生徒のプライバシー保護の観点から、生徒・保護者から承諾を得たもの
のみを使用するといった取扱いとしている。

本件請求に至るまでの状況については、私的に共有するためではなく、生徒に承諾を得たうえで撮影し卒業アルバムに使用しており、問題はない。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

(1) 生徒を撮影した写真の集約をLINEでやりとりした事実がわかる資料について

本件の争点は、実施機関が本件決定に係る行政文書が存在しないと判断をしたことは妥当であるかということである。

実施機関は、審査請求人が求める行政文書は、作成又は保管せず、また、府における生徒等の写真撮影時の取扱いの基準もないため、不存在決定したことに違法、不当な点はないと主張する。すなわち、第五3のとおり、〇〇高校の第〇〇期担任団のうちの教員1名が、校外学習や球技大会における生徒の写真グループLINEで共有し、当該写真を希望する生徒への提供や写真事業者に提供していることについては、教員の私用携帯でのやりとりであり、実施機関にて管理されているものではなく、組織的に用いられていないと主張する。

この点、条例第2条において、「行政文書」とは、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び電磁的記録（略）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」と規定されている。

また、「組織的に用いるもの」とは、「作成又は取得した文書等が職員個人の段階のものにとどまらず、業務上必要なものとして、当該職員個人において自由に廃棄等の処分ができないもの」とされている。

加えて、SNSを利用した職員同士や職員以外の者とやりとりについては、その内容が意思形成過程等の内容を含む場合は、行政文書に該当するとされている。（大阪府情報公開条例解釈運用基準）

上記のとおり、生徒の写真の提供は、担任団や写真事業者に対するもののみであり、また、教員の私用携帯におけるSNSを利用したやりとりは、意思決定を跡付けるものや、組織的に用いるものでなく、実施機関が管理していないものと認められる。したがって、実施機関が行政文書には該当しないとして、本件請求文書が存在しないと判断したことは妥当である。

(2) (1)の行為が府の基準によって認められていることがわかる資料について

審査請求人は、生徒を被写体とした写真をSNS上で共有することは府の基準に反してあ

り得ないため、そのような行動が〇〇高校で可能となる根拠が存在するはずと主張する。

この点、当審査会が確認したところ、実施機関において、生徒を撮影した写真をSNS上で共有する基準は定めていないとのことであり、〇〇高校では、学校行事等において撮影した写真を卒業アルバム等に使用することについて、入学前や入学時に本人から承諾を得る運用をしているとのことであった。このような運用は合理的なものであり、実施機関が生徒を撮影した写真の取扱いを定めた基準を定めていないことも理解できる。

したがって、審査請求人が求める府における生徒を撮影した写真の取扱いを定めた基準は存在せず、不存在とした実施機関の判断は妥当である。

3 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求は、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

正木 宏長、魚住 泰宏、井上 理砂子、春名 麻季